

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第6回 総会議事録

期日 令和 4年 8月 5日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第6回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年 8月 5日 (金) 午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 4年 8月 5日 (金) 午後 4時30分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

12番 坂井田 進 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第12号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第24号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
- (5) 議案第25号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第26号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (7) 議案第27号 農業経営改善計画認定に係る意見について

7. 会議録署名委員

9番 佐々木 明博 君、10番 松本 一弥 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳
農林水産課 主幹 成田 和久

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第6回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、12番の 坂井田 委員は、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、10番 松林 一弥 委員、9番 佐々木 明博 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告11号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、報告第11号について説明いたします。</p>

	<p>大変失礼しました。あの、先に申し上げておくことでしたが、今日はあの西館事務局長の方が所用で休んでおりまして、代わりに私の方が説明させていただきます。</p> <p>それでは、改めて報告第11号について説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第11号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第11号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第12号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、報告第12号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1及び2をご覧ください。</p>

議 長	<p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第12号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第23号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案2件であり、権利の内容は所有権の移転が2件です。</p> <p>番号1ですが、売買による所有権移転です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p>

	<p>土地の所在は 東下谷地 5 9 2 番 外 4 筆、地目は 田、面積は 合計平 3, 3 8 8 平方メートルとなっております。</p> <p>次に番号 2 です。こちらは、贈与による所有権移転です。</p> <p>資料 4 をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 東下川原 2 5 番 1 1、地目は 畑、面積は 3 2 5 平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第 2 3 号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第 2 3 号を原案どおり決定いたします。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>つづいて、議案第24号「農地転用事業計画変更承認に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは議案第24号についてご説明します。</p> <p>議案書の4ページと資料5から7をご覧ください。</p> <p>番号1ですが、令和4年3月15日付で農地法第5条第1項による農地転用許可を受けているものです。</p> <p>申請人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、下前田114番1 外9筆、地目は田、面積は合計8,731平方メートルです。</p> <p>変更内容ですが、転用事業区域内に明神川の河川拡張計画がありまして、買収予定地114-3にこれを分筆したうえで、当初計画より面積を縮小し変更承認申請するものです。転用面積縮小に伴い、販売区画が25棟から23棟に変更となります。資金計画ですが当初計画から建設費2棟分の減額となり、申請時融資を受けた資金内で、事業を行います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないですか。…はい、よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第24号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第24号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第25号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第25号について説明します。</p> <p>議案書の5-1から5-3ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年8月4日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が1件、売買が4件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は13筆で、合計面積は37,400平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第25号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案がございますので、番号8は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、日ヶ久保委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(日ヶ久保 亨 委員 退席)</p>
議 長	<p>はい。それでは、まず、日ヶ久保 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。それでは説明申し上げます。</p> <p>議案書の6-4 番号8をご覧ください。</p>

	<p>内容は賃借権の設定となっております。これにより集積される農地は10筆で、面積は合計16,788平方メートル、設定期間は10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ヶ久保 委員の入室を認めます。</p> <p>(日ヶ久保 亨 委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>日ヶ久保 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第26号 残りの事案について説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の6-1から、6-5ページまでをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が7件、賃借権が3件となっております。これにより集積される農地は47筆で、合計面積は88,210平方メートル、設定期間は1年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第27号「農業経営改善計画認定に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第27号について説明します。</p> <p>議案書の7ページと資料8をご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年7月28日付けで農業経営改善計画</p>

	<p>認定について意見を求められております。内容について、担当の成田から説明させていただきます。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>はい。農林水産課の成田と申します。よろしく申し上げます。 ご説明します。 この方は、ニンニクとゴボウによる営農活動を行っております。 平成28年7月から個人で農業経営を開始し、令和3年1月に法人化されています。 現在は夫婦で農業経営していますが、今後は社員を採用しながら、低利な制度資金や補助事業を活用して新たな機械の導入や乾燥施設等を建設し、生産効率を向上させながら農地の規模拡大と生産量の増加を図っていく予定です。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
8 番 (袴田委員)	<p>はい、8番 袴田です。 あの、今日来たら机の上に、申請書が別添で配布されていましたが、どこがどう変わったのですか。お知らせください。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>はい。2枚目の「(3)農用地及び農業生産施設」というところの右側に「イ 農業生産施設」という表がありまして…</p>

8 番 (袴田委員)	ちょっと聞こえない。
農林水産課 (成田主幹)	<p>2枚目の上の方に、片仮名で「イ」の農業生産施設というところに、「ニンニク乾燥施設」「出荷倉庫」「倉庫（乾燥、出荷用）」という施設の名前があって、それぞれ面積が空欄になっていました、当初そこが未確定でしたので空欄でしたが、申請者からの聞き取りで、今日お配りしたものが、そこの面積が入ったものとなっています。</p> <p>あと、同じページの下の方の「(2)の雇用者」、臨時雇用のところの「現状13人、見通し19人」で、「延べ人数」も同じ13人、19人と当初なっていましたが、そこを修正しまして「延べ人数」は「現状1,100人、見通し1,600人」というふうに修正しております。</p> <p>以上です。</p>
2 番 (馬場委員)	はい、今、説明ありましたけども。これは説明をする前に、差替えたりそういう説明をしてから、説明をした方がよろしいんじゃないかなと思います。
事務局 (川口事務局次長)	すみません、事務局の方でちょっと説明不足がございましたので、以後、気をつけます。
18 番 (名古屋委員)	<p>はい、18番。</p> <p>これを認定することによって、この方にはどのような効力とか助</p>

	<p>成があるんですか。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>はい。今回、このタイミングで申請になったのは、今、県の物価高騰に対する補助事業です。県の6月議会で決まりました、補助事業ですね。2分の1の補助事業が急遽立ち上がりまして、その関係の申請に、要件として「認定農業者」というのがありますので、同時進行で要望しながら、今回「認定」の申請をしているという流れになっております。</p> <p>その他にも、国・県の補助事業はたいがい「認定農業者」の要件になっておりますので、今回申請するということになっております。</p>
議 長	<p>あの今、その事業、申請したあれでどういう利点…利点と言うか、金利が安く、もっと安くなるのか、そういう2分の1なんだけど、まあそれが取りやすくなるのか、そういう意味の今、質問だと思います。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>そもそも「認定農業者」でないと、補助事業に手を挙げられないので、最低要件ですね。「認定農業者」ではないと補助事業は使えないということがまずあるので、申請しているものです。</p>
議 長	<p>これ、よろしいですか。</p> <p>我々はまず、(認定農業者に)申請したんですけど。特別この方だけが、特別こう、まず別枠ってわけではないんでしょう。</p>

農林水産課 (成田主幹)	別枠ってわけではないです。
議 長	一緒に、同じ並びで。
農林水産課 (成田主幹)	まあ、タイミングがちょっと。はい。
議 長	はい。 あと、ございませんか。
5 番 (沼館委員)	はい、5番の沼館です。 今の説明で、もし「目標」とありますよね。目標達成できなければこれ、補助金額はどうなるのですか。
農林水産課 (成田主幹)	補助事業にですね、申請する際に、今、皆さんが見ている目標とは別に、その補助事業に手を挙げる際の申請にも、目標設定します。 なので、そのこれとは別に補助事業に申請したときの目標が、影響してくるということになります。 なので、その申請した目標を達成しないと、達成するまでこう指導を受けるなりして、何とか達成するようになっていくことでやり取りすることになります。
5 番 (沼館委員)	これを見ると目標が「令和9年」、5年間ということですよ。この5年間過ぎても10年でも15年でも、とにかく目標を達成する

	<p>までやるっていうことですか。…5年間のうちで、っていうことですか、目標達成は。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>この改善計画は5年計画なので、5年後にまたこの認定期間が終了する前にヒアリングとか話して、その時の現状を聞いて、達成していなければ達成するようにまた計画を見直しして、認定農業者を更新していくっていう流れになります。</p> <p>達成していないから認定農業者はもう、ダメですとかっていうことではないんですけども。何とか目標を達成するように計画を、改善計画を見直しするという作業をします。</p>
議 長	<p>まあ、ずっと指導はするわけだな、その間。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>まあ、5年の期間。</p>
議 長	<p>5年の期間。</p> <p>はい、あとございませんか。</p> <p>ないですか。…いいですか。…よろしいですか。</p>
2 番 (馬場委員)	<p>はい。</p> <p>これ、申請者は独身なの。</p>
農林水産課 (成田主幹)	<p>いえ、夫婦です。あの、2枚目の下の方に「構成員」というところに、名前が2人載っていますけど、夫婦で経営されています。</p>

<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>どっちも「男」で。</p>
<p>農林水産課 (成田主幹)</p>	<p>上の方が女性です。</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>え、どっちも「男」になっているよ。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>え、うそ。あれ、申請書、どっちも「男」「男」になっているよ。</p> <p>(会場中 笑い声)</p>
<p>農林水産課 (成田主幹)</p>	<p>すみません、これ間違いです。</p> <p>上の方が、 さんが女性になります。で、下の■さんが男性です。</p>
<p>議 長</p>	<p>この方、あの今年からかゴボウも始めて、今まで長芋もまず4町くらいやってたのかな。で、夫が乾燥小屋か。で、向山にある倉庫を去年買ったんだよ。買って、そこをまた改修工事して、ふう感じで。まず中々、発想がすごい。すごい。うん。今の若者に関してはかなりもう進んでいる。</p> <p>自宅をまあ会社にして、人が適当に出すってさ、募集出してやっ</p>

	<p>ているようでございます。</p> <p>はい、あとございませんか。</p>
<p>4 番 (玉川委員)</p>	<p>はい、4番 玉川です。</p> <p>これトラクターとか書いて、全部これ載っていますけども。これ全額負担ということですか。何割とかでなくて、全額この機械買うの出すってということですか。</p>
<p>農林水産課 (成田主幹)</p>	<p>この3枚目に載っている。これが、これから取得する計画ということなので載せているんですけど。今、補助事業に載せている機械を載せているので、まあ補助事業が採択になれば、2分の1。補助を受けて購入するということになります。</p>
<p>4 番 (玉川委員)</p>	<p>ああ、2分の1。半分ということ。</p>
<p>農林水産課 (成田主幹)</p>	<p>半分です。</p>
<p>議 長</p>	<p>あと、ございませんか。</p> <p>まあ、この際、色々こうね。新規参入が結構頑張っているから。ねえ、百姓、農家全然やったことないのが、ここ5年くらいで何かね、こういうくらいの規模になっているんだよ。</p>
<p>4 番</p>	<p>ああ、全くやったことない人なの。</p>

(玉川委員)	
議長	そうそうそう。新規参入でさ、キャベツやめて、ニンニクばっかしやったんだよ。で、毎年、2年くらいは出していたのかな。で、3年あたりから今度は乾燥か。乾燥で、まあそれさ特化して行って、今はあ、乾燥やってるみたい。
4番	もう、わあ(私) やれねえな。
(玉川委員)	
議長	ほうれん草。5年か、5年くらいで。
4番	5年経ったら、死んでるなあ。
(玉川委員)	
2番	はい。出身地はどこなの。どっかから来て。
(馬場委員)	
議長	これ、木ノ下。木ノ下の人。
2番	木ノ下の人。
(馬場委員)	
議長	そうそうそう。次男坊だから。木ノ下の人。

2 番 (馬場委員)	はあはあはあ。は一ん。 ■■■ っているの。
議長	あの木村あれ。 ■■■ さん、あの妹の子どもなんだよ。だからあの土地もその ■■■ さん借りたり、 ■■■ さん。あの人から、いところだから借りて、こう増やしているんだって。
2 番 (馬場委員)	ああ、昔から機械もあるんだしな。
議長	そうそうそう。機械あるから、最初は ■■■ さんの機械を借りて。で、今は自分でほれ、補助事業でもの買ってやってるんだって。
2 番 (馬場委員)	ああ、そういう方式なんだ。
議長	周りが結構大きいこう、大きい農家がいるからね。いところかはとこが。 はい、いいですか。 (質疑・意見なし)
議長	では、議案第27号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第27号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第6回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>
-----	--